民主主義を実現するために―提言―

2014.5.24 井原 勝介

日本の政治は、民意を離れて漂流している。

原発や憲法などをめぐる最近の動向がそのいい例である。

「大切なことは、市民みんなで決める」

本物の民主主義を実現することが、日本の未来を拓くカギである。

民主主義とは何か、どうすれば実現することができるか、考えてみたい。

<民主主義とは何か>

民主主義の原則 「市民の意思により、すべての政治が決まる」

- 一政治が選択され、執行されるすべての過程において、常に市民の意思が 反映される
- *「市民の意思」すべての情報が公開され、議論が尽くされ、自由に発現されるもの

<民主主義の仕組みづくり>

1. 前提としての情報公開

原則 行政の情報はすべて市民のもの

(問題点) 現行の情報公開法・条例では、非開示情報として、行政内部の検討・協議に関する情報(意思形成過程情報)が規定されているが、概念が不明確であり、行政の姿勢如何により拡大解釈され、事実上非開示の口実にされる場合が少なくない。

あるいは、情報が存在しない(不存在)と逃げる場合もある。

(見直しの方向性) ―情報公開法・条例の抜本的改正

- ・非開示情報の限定、具体化。特に、行政の恣意的判断の根拠とされる意思形 成過程情報の除外
- ・公開請求に対する可否の一次的判断を外部の第三者機関に委ねる
- ・ 行政に情報の積極的公開義務(会議の議事録や外部との交渉記録など)

2. 政治の選択一選挙一

(問題点) 他からの指示や依頼、お金や圧力などにより投票が行われることが

多く、その場合には、企業や団体の意向が政治に強く影響を与え、いわゆる利益 誘導政治になる。

選挙のあり方がその後の政治を決めると言っても過言ではない。

候補者の理念と政策を基準に、有権者の自由な意思により投票が行われるよう、選挙の方法を抜本的に見直す必要がある。

(見直しの方向性) ―公職選挙法の改正

① 候補者の理念や政策の周知

選挙期間の長期化(1~3ヶ月)

選挙運営・監視委員会(外部の第三者機関)による選挙の運営・監視 文書の配布、演説会・討論会の設定、ポスターの掲示など 候補者個人による選挙活動の制限(禁止)

② 有権者の自由な選択 企業や団体などによる投票行動への関与の禁止

3. 政治の執行―政策の実施

(問題点) 選挙が終わり政策の決定、実施の段階になると、選挙の際の公約は 簡単に破られ、大切な情報は隠され、市民の声は敬遠される。公聴会やパブリッ クコメントなどが制度化されているが、形式的なものに過ぎず、市民の意見を反 映させる仕組みとしては、まったく機能していない。

選挙は「人」を選ぶものであり、個別の政策に関する民意を測る手段としては 不十分である。当選したからといって、その後の政治を白紙委任されたわけでは ない。

(見直しの方向性)

政策の決定、実施の過程においても、常に民意が反映される仕組みを作る必要がある。

① 個別の政策決定への民意の反映

住民に新たな負担や義務を課し、生活に大きな影響を与える政策の決定・実施に当たっては、事前に住民の理解を得ることを義務付ける。

この場合の「住民」とは、自治体の枠にとらわれず、個別の政策により直接 影響を受ける範囲の住民を指し、自治会などを通じてその意思を把握する。

さらに、政策自体の必要性とその影響につき純粋に判断することができるよう、民意を分断するために使われる補助金(電源開発交付金、米軍再編交付金など)は廃止すべきである。

② 住民投票・国民投票の法制化

特定の地域に関わる重要な政策については、その地域を対象とした住民投票により住民の意思を直接確認する必要がある。

国全体の将来に関わる重要な案件については、国民投票により決定すべきである。

住民投票・国民投票については、その実施要件、結果に対する行政の尊重義務 を規定するため、法制化する必要がある。

4. 政治倫理条例・法律の制定

政治家と行政の不必要な接触の禁止 口利きやあっせん、不当な圧力の禁止、 議員からの要望・要求は、すべて記録し、公開 企業・団体のすべての寄付の禁止(政治家及び政党に対して) ⇒ 政治資金規正法の見直し

<民主主義を実現する方法>

民主主義 ⇒ 市民自ら勝ち取るもの

思いを同じくする市民が集まり、政治グループを作り、自ら政治家を作る。 その政治家を通じて、民主主義の実現のために必要な制度、仕組みを作り、 市民のための政策を実現する。